○きれいな三原まちづくり表彰実施要綱

平成２５年１０月３０日

要綱第７５号

（目的）

第１条　この要綱は，きれいな三原まちづくり条例（平成２３年三原市条例第７号）第８条第２項の規定に基づき，地域の環境美化及び保護並びに清潔で安全なまちづくり（以下「きれいな三原まちづくり」という。）に取り組んでいる個人，団体，事業者及び学校等を表彰し，その功績をたたえ，きれいな三原まちづくりの一層の推進に資することを目的とする。

（表彰を行う者）

第２条　表彰は，市長が行う。

（表彰の対象者）

第３条　表彰は，次に掲げるものを対象とする。

(1)　きれいな三原まちづくりの活動を継続的に行っている，又は他の模範となる活動を行っている個人，団体，事業所及び学校等

(2)　その他前号に準ずるもので，特に市長が認めたもの

（表彰の区分）

第４条　表彰の区分は，次の各号のとおりとする。

(1)　きれいな三原まちづくり表彰

(2)　その他市長が必要と認めた表彰

（表彰の要件）

第５条　表彰の要件は，次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1)　市内の公共の場所（国及び地方公共団体の管理する道路，歩道橋，河川，用排水路，公園，緑地，公共施設その他これらに準ずる場所をいう。）において清掃活動等地域の環境美化を継続的に取り組んでいるもの

(2)　市内で自然環境の保全又は保護活動を継続的に行っているもの

(3)　その他前２号に準ずるもので，市長が特に認めるもの

（表彰の方法）

第６条　表彰は，表彰状及び記念品等を贈呈して行い，同一人，同一団体等に対する表彰は，第４条各号に定める表彰の区分で各１回を限度とする。

（被表彰者の推薦）

第７条　被表彰者の推薦は，次のとおりとする。

(1)　推薦は，自薦，他薦は問わないものとする。

(2)　推薦は，市長が町内会，自治会，環境関係活動団体，事業所等に依頼し，並びに生活環境課長が市ホームページ等での募集及び市関係部署等に対して行うものとする。

(3)　被表彰者の推薦をしようとする者は，きれいな三原まちづくり表彰推薦書（以下「推薦書」という。）（別記様式）に参考となる書類を添付し，市長に提出するものとする。

（きれいな三原まちづくり表彰審査会）

第８条　被表彰者の決定を審査するため，きれいな三原まちづくり表彰審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

２　会長は，生活環境部長をもって充て，会務を総理し，審査会を代表する。

３　副会長は，生活環境課長をもって充て，会長を補佐し，会長に事故があるとき，又は会長が欠けたときは，その職務を代行する。

４　委員は，環境管理課長，秘書広報課長，商工振興課長，学校教育課長及び生涯学習課長をもって充てる。

５　審査会は，前条の規定により提出された推薦書等に基づき，被表彰者を適正かつ公平に審査し，決定するものとする。

（その他）

第９条　この要綱に定めるもののほか，この表彰に関し必要な事項は，別に定める。

附　則

この要綱は，平成２５年１１月１日から施行する。

附　則（平成２７年４月１日三原市要綱第５２号）

この要綱は，公布の日から施行する。

附　則（平成３０年３月３０日三原市要綱第２８号）

この要綱は，平成３０年４月１日から施行する。

別記様式（第７条関係）

きれいな三原まちづくり表彰推薦書

年　　月　　日

三原市長　様

住　　所	〒
推薦団体名	
代表者名	
連絡先　TEL	
メールアドレス	

標題受賞候補として次のとおり　推薦　自薦いたします。

表 彰 区 分 (推薦部門に○印)	個人・町内会・自治会・市民団体・事業所・学校・その他
（ふりがな） 個人名又は団体名 代表者の名前等	■推薦することについて　了承済・未了承
住所及び連絡先	〒 TEL： メールアドレス：
活動内容 ■活動期間，年数，頻度，地域，内容等できるだけ詳細を記入してください。 ※参考になる活動資料があれば添付してください。	
環境保全関係等の表彰の有無	無 有 表彰　年　月　日，表彰名：

別記様式（第７条関係）